

三 監 第 2 3 号
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

請 求 人 [REDACTED] 様
同 [REDACTED] 様
同 [REDACTED] 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 肥 後 淳 三

住民監査請求について（通知）

平成 2 6 年 3 月 2 0 日付で收受した三田市住民監査請求書及びこれについて補正を行ったものとして同年 4 月 3 日付で收受した三田市住民監査請求書による住民監査請求については、別添のとおり受理できないものであると決定しましたので通知します。

住民監査請求について

第1 請求人の住所・氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、次のとおりと解しました。

1 請求の主旨

今般、住民監査請求を行った問題は、**某会某支部**が行う大事な業務の一つである**免**免許更新申請の手續に係ることである。

免免許の発行は、三田市では兵庫県阪神北県民局が行っている。

免免許は3年毎の更新が行われ、**免**免許所持者は3年毎に講習を受講する必要がある、**某**会の会員以外の**免**免許所持者には、兵庫県阪神県民局から通知されていると思われる。

平成24年度の**免**免許更新申請の通知は、**某会某支部**から各会員に、有馬富士共生センターのエントランスまで各自持参するように通知された。

その後日に、未持参者約10名に三田市の封書が届き、当該封筒には三田市農業振興課担当職員（以下「本件担当職員」という。）の印鑑が押印されていた。

今まで、**免**免許更新申請の通知が三田市農業振興課から出されたことはなく、市役所の封筒は、本件担当職員が私用として使用したと考えられる。

送料についても、切手を貼らずに料金後納のスタンプが押してあり、**某会某支部**から郵送されたものではない。

これらは、三田市の封筒、郵便料金を不正に流用したものである。

2 請求の理由

免免許更新申請の通知は、**某会某支部**における連絡事項であり、三田市農業振興課の連絡事項ではない。

某会某支部の連絡事項を三田市から郵送するためには確認が必要

であるが確認がされていない。

某会某支部の連絡事項を三田市から郵送するためには、封書を持ち出す必要があるが使用目的が確認されないまま持ち出したのか、管理が十分にされていない。

某会某支部の連絡事項を三田市から郵送するためには、郵便局まで持っていく必要があるが、車で行ったのか、歩いて行ったのか、管理が十分にされていない。

封筒及び郵便料金については金額に換算することができるが、この事が勤務の中で行われたとすれば、本件担当職員の給料を1ヶ月150,000円として20日勤務とすれば、1日7,500円、半日で3,750円となり、車やガソリン代までは請求しないまでも、この5,000円を監査請求する。

封筒及び郵便料金については、本件担当職員が約10名に発送したと返答したことから、封筒については1枚約5円として10枚で50円、郵便料金については1通65円で10通で650円となり、合計で700円となることから、この700円を監査請求する

三田市農業振興課において、日常このようなことが行われているのか、それとも、このことが特別なことであるのかわからないが、三田市職員は市民の模範であり、市民を指導していかなければならない立場にあり、今回の行動はあまりにも軽率な行為で、看過することはできない。三田市においても某会某支部においても基本は同じである。今後、このような者が職員であることは不適合であると思われる。

平成24年11月某会某支部総会の決算において、封筒及び送料がどの項目から支払われたのか会員から質問があり、その質問について、本件担当職員から返答があり謝罪された。しかし、質問者は上司に報告し、対応を書面で提出するように求めたにもかかわらず、何も処理されずに現在に至っている。

2 請求する措置

- (1) 三田市の封筒、郵便料金を不正に流用したものであることから、事実を確かめしかるべき対応をとっていただきたい。
- (2) 本件担当職員が三田市職員であることは不適合であると思われることから、速やかに対応を願いたい。

3 事実を証する書面

請求人からは、事実を証する書面として下記の書面が提出されました。

- (1) 封筒（三田市の名称、住所及び電話番号等が印刷されている封筒で右上

に郵便料金計器によるスタンプ（平成24年7月31日付）、担当欄に農業振興課のスタンプ及び本件担当職員の印鑑が押印され、この下部に平成24年7月31日と記載されているもの。以下「本件封筒」という。）

(2) 事務連絡と題する文書（**某**会事務局からの**某**免許更新申請に係る案内文書）

第3 本件監査請求を受理できない理由

平成26年3月20日付で收受した三田市住民監査請求書及びこれについて補正を行ったものとして同年4月3日付で收受した三田市住民監査請求書による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、監査委員会議において審査した結果、下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認めることができませんでしたので、受理できないものであると決定しました。

1 住民監査請求の制度

法第242条に定める住民監査請求については、この対象として何を取り上げるかは、基本的には、住民監査請求をする住民の選択に係るものであるところ、請求人においては、この対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされています。

また、法第242条第2項において「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

2 請求人からの主張

請求人からの主張については、平成24年7月31日に郵送された約10通の**某**免許更新申請に係る封書が三田市から郵送すべきものではないにもかかわらず、本件担当職員が三田市職員としての勤務の中でこの郵送事務を行うとともに、三田市の封筒を使用し、三田市に郵便料金を負担させていることにより、この郵送事務に係る本件担当職員の給料の支出、封筒の使用及び郵便料金の支出の3件の財務会計上の行為が違法又は不当であるとして、これらへの対応を求めるものであると解しました。

また、請求人の主張に係る3件の財務会計上の行為のあった日について、下記のとおり確認しました。

(1) 本件担当職員の給料について

請求人からの主張においては、いつの給料を対象とするのか個別的、具体

的に摘示されていませんが、本件封筒の担当欄の下部の日付及び右上に押印されているスタンプの日付によると、平成24年7月31日に郵送されたものであることから、平成24年7月分の給料の支出の一部が違法又は不当な支出に該当すると主張するものであると解しました。

また、本件担当職員は三田市嘱託員であるところ、嘱託員に対する平成24年7月分の給料については、平成24年7月20日に支出されていることを確認しました。

(2) 封筒の使用について

法第237条第1項において「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」とされているところ、法第242条第1項における財産についてもこれと同義であると解されることから、封筒の使用が違法又は不当な財産（物品）の処分に該当すると主張するものであると解しました。

また、封筒については、本件封筒の担当欄の下部の日付及び右上に押印されているスタンプの日付によると、平成24年7月31日に郵送されたものであることから、平成24年7月31日に使用（処分）されていることを確認しました。

(3) 郵便料金について

郵便料金については、各月分をまとめて翌月末に支出されているところ、本件封筒の担当欄の下部の日付及び右上に押印されているスタンプの日付によると、平成24年7月31日に郵送されたものであることから、平成24年7月分の郵便料金の支出の一部が違法又は不当な支出に該当すると主張するものであると解しました。

また、平成24年7月分の郵便料金については、平成24年8月31日に支出されていることを確認しました。

3 住民監査請求の請求期間

これら3件の財務会計上の行為については、本件監査請求書を収受した平成26年3月20日においては、いずれも1年を徒過しているとともに、徒過していることについて、法第242条第2項ただし書における正当な理由があるとの主張もなされていないことから、これら3件の財務会計上の行為を対象とする住民監査請求は、法第242条に定める要件を満たしているとは認められません。

また、これらの他、請求人からは、**某会某支部**の連絡事項を三田市から郵送するための確認、管理がなされていない旨の主張がなされています。

が、これらは、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に該当するものと認めることができませんでした。

4 結論

上記のとおり、本件監査請求は、法242条に定める要件を満たしていると認めることができませんでしたので、これを受理することができませんでした。

5 補足

某会某支部 事務局から会員への事務文書発送に係る経費の実費支払として、三田市長から 某会某支部 支部長に対して請求され、納入されていることを確認しました。

また、三田市長に対して、別添のとおり要望しました。

三 監 第 2 2 号
平成 2 6 年 4 月 3 0 日

三田市長 竹 内 英 昭 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 肥 後 淳 三

関係団体等との経費の負担区分について

過日收受した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）において、関係団体の負担により郵送すべき文書について、三田市の負担で郵送されている旨の主張がなされていました。

本件監査請求については、住民監査請求の請求期間を徒過したものであったことから住民監査請求として受理できないものでしたが、このような主張がなされることは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

については、関係団体等との経費の負担区分について全庁的に点検を行い、不適正なものがある場合には是正するよう要望します。